

【背景】

- ・近年、県内でも気候変動や生物多様性の喪失といった地球規模の問題が顕在化。本県独自の森、里、川、湖のつながりが織り成す豊かな自然環境を守りつつ、健全なまちの発展につなげるためには、引き続き、環境アセスメント制度を通じて持続可能な開発を進めることが必要。
- ・一方、環境アセスメント制度の制定以降、社会経済動向は大きく変化。特に工場、工業団地造成に係る環境アセスメント対象事業の規模要件が厳しすぎたり、必要以上の手続期間を要したりすると、環境と経済社会活動のバランスが崩れ、将来的に環境保全に携わる人が減少し、人と自然環境とのつながりが更に衰退するなど、環境悪化を引き起こす可能性が懸念される。

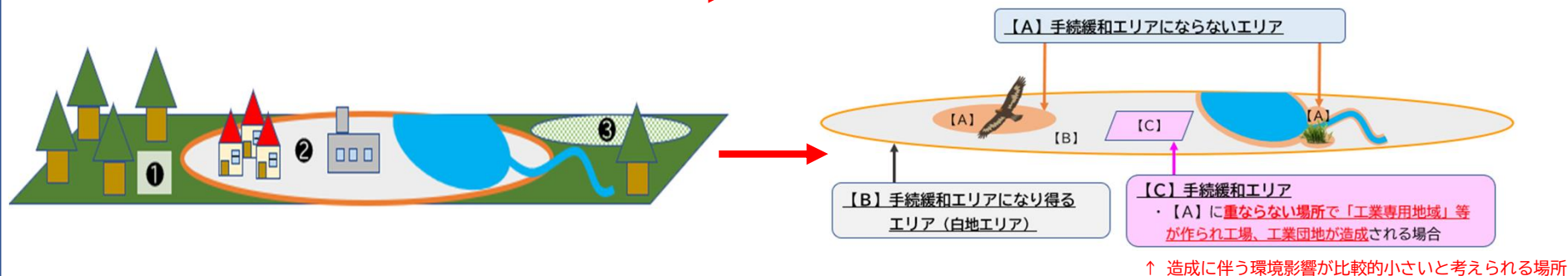
《見直しのポイント》琵琶湖を中心とした豊かな自然環境を守りつつ、人口減少に伴う自然環境の衰退等の諸課題を地域に企業を呼び込み、事業活動と協働で解決しようとする『攻めの環境保全』の観点からの制度改正

【見直しの概要】

（1）工場、工業団地造成に係る手続の見直し = 造成に伴う環境影響の比較的小さいと考えられる場所への立地誘導

- ・事業予定地の土地の現況に応じて、手続に差をつけるため「手続緩和エリア」の絞り込みを実施
- ・手続緩和エリアでは、準備書からの手続とすることで、立地選定と環境影響評価手法の検討の手続を省略

【現行】①森林地域、②その他地域、③自然公園 → 【改正後】②その他地域を絞り込み【C】手続緩和の対象エリアを区分



- ・【C】の場所での手続：準備書→評価書の手続とすることができる【1～2年の手続期間短縮】
- ・それ以外の場所（① ③ 【A】 【B】）での手続：従来どおり、配慮書→方法書→準備書→評価書の手続が必要

（2）工場の面積要件の見直し = 他の面的開発事業と整合

- ・造成に伴う環境影響が同程度である、工場と他の面的開発事業（住宅団地や工業団地等）の面積規模要件を統一

【現行】①②③とも 10ha以上 →
【改正後】①15ha以上、②20ha以上、③10ha以上

（3）技術指針の改定（全事業が対象）= 滋賀らしい自然環境を守る

- ・情報収集が必要な事業予定地周辺の地域特性に、世界農業遺産、ネイチャーポジティブ、NbS（自然を活用した解決策）等の観点を追加
- ・調査、予測、評価の項目のうち「温室効果ガス排出量」を「CO₂ネットゼロ（省エネ、創エネ、吸収源対策等）」に改正

【②その他地域におけるエリアの絞り込みの詳細】

【A】 手続緩和エリアにならないエリア

	区域名	根拠法令
1	砂防指定地	砂防法
2	地すべり防止区域	地すべり等防止法
3	河川区域の端から200mの範囲 (27河川に限る)	河川法・水質汚濁防止法
4	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
5	土砂災害警戒区域 (特別警戒区域を含む)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
6	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
7	ヨシ群落保全区域	滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例
8	自然環境保全地域、 原生自然環境保全地域、 滋賀県自然環境保全地域、 緑地環境保全地域	自然環境保全法・ 滋賀県自然環境保全条例
9	希少野生動植物種の生息・ 生育地保護区	ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例

上記の1～9の区域に森林地域（国土利用計画法）と自然公園（自然公園法・滋賀県立自然公園条例）を重ね合わせた区域（イメージ図）



出典：国土地理院地図データー
を加工し滋賀県作成

【B】 手続緩和エリアになり得るエリア（上図の青網掛け以外の白地エリア）での

- ・【A】に重ならない形で設定された都市計画法の工業専用地域または地区計画（専ら工場の用に供されるものに限る）※
＝【C】手続緩和エリア における工場、工業団地の造成事業 ： 準備書→評価書の手続とすることができる
- ・その他の場所、事業に係る手続 ： 従来どおり、配慮書→方法書→準備書→評価書の手続が必要

※工業専用地域または地区計画が定められる
ことが見込まれる地域を含む

制度見直し後のイメージ【面積要件】

①【森林地域】

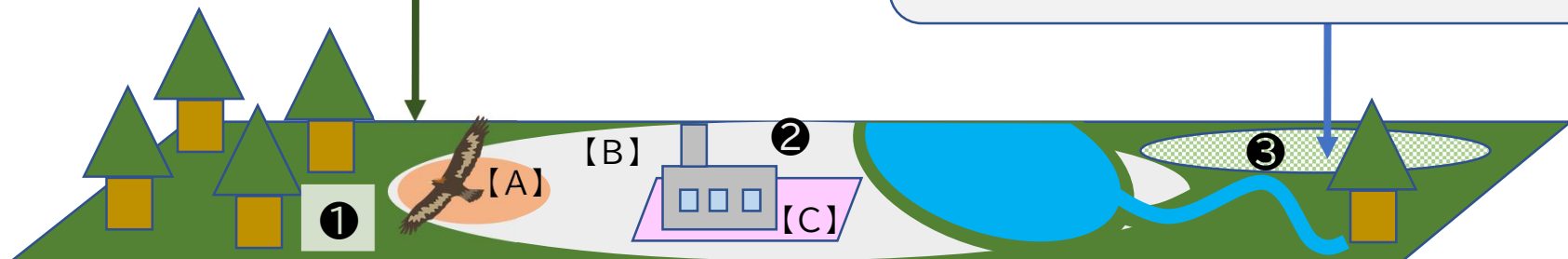
面積要件：・工場建設：15ha以上 ← 10haから緩和
・他の面的開発：15ha以上

【面的開発事業とは】

- ・工業団地、宅地、レクリエーション施設、スキー場などの開発事業

③【自然公園】

面積要件：・工場建設：10ha以上
・他の面的開発：10ha以上



②【その他地域】

【A】 手続緩和できないエリア、【B】 白地エリア、【C】 手続緩和エリア

面積要件：・工場建設：20ha以上 ← 10haから緩和
・他の面的開発：20ha以上

制度見直し後のイメージ【手続】

【面的開発事業とは】

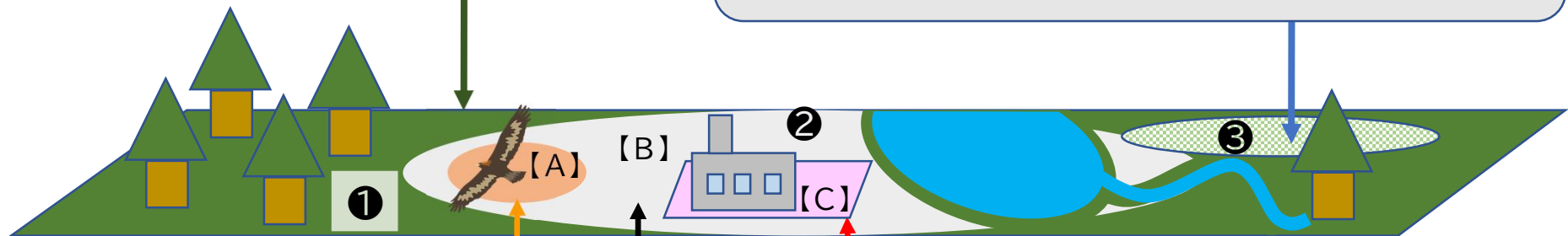
- ・工業団地、宅地、
レクリエーション施設、
スキー場などの開発事業

①【森林地域】

手続：配慮書→方法書→準備書→評価書→工事着工

③【自然公園】

手続：配慮書→方法書→準備書→評価書→工事着工



②【その他地域】

【A】 手続緩和できないエリア、【B】 白地エリア

手続：配慮書→方法書→準備書→評価書→工事着工

②【その他地域】

【C】 手続緩和エリア

手続：準備書→評価書→工事着工